

ANA 国内貨物運送約款 2021 年 3 月 1 日有効 新旧対比表

| 国内貨物運送約款 | | | | 旧欄 | 新欄 |
|-------------------------------|--------|--------------------------|-------|---|---|
| 【約款の適用】第 1 条 | 第 1 条 | 【約款の適用】 | 第 2 項 | 貨物運送状の発行日において有効な運送約款及びこれに基づいて定められた規定が当該運送に適用されるものとします。 | 貨物運送状の 作成日 において有効な運送約款及びこれに基づいて定められた規定が当該運送に適用されるものとします。 |
| 【会社のいずれかと荷送人との間の取扱い等の効力】第 5 条 | 第 5 条 | 【会社のいずれかと荷送人との間の取扱い等の効力】 | 第 1 項 | この運送約款に基づき、会社のいずれかと荷送人との間で行われる、貨物運送状の作成又は記載事項の変更、到着通知、貨物の引渡、引渡不能貨物の処分、地上運送の取次、航空運送人の変更その他の取扱い及び貨物運賃、料金その他の金員の請求、受領、支払又は払戻等は、会社全てと荷送人との間で効力を生じます。 | この運送約款に基づき、会社のいずれかと荷送人との間で行われる、貨物運送状の作成又は 登録 事項の変更、到着通知、貨物の引渡、引渡不能貨物の処分、地上運送の取次、航空運送人の変更その他の取扱い及び貨物運賃、料金その他の金員の請求、受領、支払又は払戻等は、会社全てと荷送人との間で効力を生じます。 |
| 【会社のいずれかと荷送人との間の取扱い等の効力】第 5 条 | 第 5 条 | 【会社のいずれかと荷送人との間の取扱い等の効力】 | 第 2 項 | 荷送人による会社のいずれかに対する請求、通知、貨物運送状の呈示及び払戻しの申入れ等は、会社全てに対してなされたものとします。 | 荷送人による会社のいずれかに対する請求、通知、貨物運送状の 提示 及び払戻しの申入れ等は、会社全てに対してなされたものとします。 |
| 【貨物運送状の作成】第 8 条 | 第 8 条 | 【貨物運送状の作成】 | 第 1 項 | 荷送人が貨物の運送を委託するときは、貨物 1 口毎に貨物運送状を作成し、次の項目を明記しなければなりません。 (1) 品名、品質、重量、荷姿、荷印及び個数 (2) 価額 (3) 荷送人の住所、氏名又は商号 (4) 発送地 (5) 到着地 (6) 荷受人の住所、氏名又は商号(荷受人代理がある場合にはその連絡先) (7) 運賃、料金等の支払方法 (8) 作成年月日 (9) その他、貨物の運送に関し必要な事項 | 荷送人が貨物の運送を委託するときは、貨物 1 口毎に、 電子媒体に次の項目（以下「貨物運送データ」という。）を登録することにより、貨物運送状を作成しなければなりません。 (1)品名、品質、重量、荷姿、荷印及び個数 (2)価額 (3)荷送人の住所、氏名又は商号 (4)発送地 (5)到着地 (6)荷受人の住所、氏名又は商号（荷受人代理がある場合にはその連絡先） (7)運賃、料金等の支払方法 (8)作成年月日 (9) 危険性を有するものであるときは、その旨及び運送品の性質その他の安全な運送に必要な情報 (10)その他貨物の運送に関し必要な事項 |
| 【貨物運送状の作成】第 8 条 | 第 8 条 | 【貨物運送状の作成】 | 第 2 項 | 貨物運送状の作成は、荷送人の依頼により会社が代って行うことがあります。但し、その責任は荷送人にあります。 | 貨物運送データの登録 は、荷送人の依頼により会社が代って行うことがあります。但し、その責任は荷送人にあります。 また、当該登録を会社が代わって行う場合の料金については、別に会社の定めるところによります。 |
| 【貨物運送状の作成】第 8 条 | 第 8 条 | 【貨物運送状の作成】 | 第 3 項 | — | 荷送人が登録した貨物運送データは、貨物運送状として会社のシステム内で保持するものとします。 |
| 【貨物運送状の作成】第 8 条 | 第 8 条 | 【貨物運送状の作成】 | 第 4 項 | — | 会社のシステム障害等不可抗力その他のやむを得ない事由により、貨物運送データの登録ができない場合は、会社が別に定める帳票を使用し、貨物運送状を作成しなければなりません。 |
| 【内容に対する責任】第 9 条 | 第 9 条 | 【内容に対する責任】 | 第 1 項 | 貨物運送状に記載された貨物の個数、荷姿、重量を除き、貨物の内容に関しては、運送状と現品とに相違があった場合でも、会社はその責任を負いません。 | 貨物運送データ に登録された貨物の個数、荷姿、重量を除き、貨物の内容に関しては、運送状と現品とに相違があった場合でも、会社はその責任を負いません。 |
| 【貨物の点検】第 22 条 | 第 22 条 | 【貨物の点検】 | 第 1 項 | 会社が貨物運送状の記載事項について疑があるとき認められた場合は、会社が荷送人又は第三者の立会を求めて、貨物を点検することができます。 | 会社が 貨物運送データ に登録された事項について疑があるとき認められた場合は、会社が荷送人又は第三者の立会を求めて、貨物を点検することができます。 |
| 【荷送人の指図】第 30 条 | 第 30 条 | 【荷送人の指図】 | 第 1 項 | 荷送人は自己の都合により、貨物運送状を呈示して、次の指図をすることができます。 (1)運送取消 (2)発送地返送 (3)荷受人変更 (4)到着地変更 | 荷送人は自己の都合により、貨物運送状 番号 を提示して、次の指図をすることができます。 (1)運送取消 (2)発送地返送 (3)荷受人変更 (4)到着地変更 |
| 【荷送人の指図】第 30 条 | 第 30 条 | 【荷送人の指図】 | 第 2 項 | 前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の指図は、その貨物の航空機への搭載前に行われたものに限り有効とし、第 2 号の指図は、貨物が貨物運送状に記載の荷受人に引き渡される前に限り有効とします。但し、第 36 条に定める到着飛行場以遠の地上運送の場合には、前項第 2 号の指図は、貨物がその地上運送を行う運送人に引き渡される前に限り有効とします。 | 前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の指図は、その貨物の航空機への搭載前に行われたものに限り有効とし、第 2 号の指図は、 貨物が貨物運送データに登録された 荷受人に引き渡される前に限り有効とします。但し、第 36 条に定める到着飛行場以遠の地上運送の場合には、前項第 2 号の指図は、貨物がその地上運送を行う運送人に引き渡される前に限り有効とします。 |
| 【正当荷受人】第 34 条 | 第 34 条 | 【正当荷受人】 | 第 1 項 | 会社が到着貨物を引き渡す場合は、正当荷受人であることを証明するもの呈示を求めます。この場合において引き渡を受けたものが正当荷受人でないことにより生じた損害については、会社は故意又は重大な過失がない限り責任を負いません。 | 会社が到着貨物を引き渡す場合は、正当荷受人であることを証明するもの 提示 を求めます。この場合において引き渡を受けたものが正当荷受人でないことにより生じた損害については、会社は故意又は重大な過失がない限り責任を負いません。 |
| 【免責】第 44 条 | 第 44 条 | 【免責】 | 第 1 項 | 会社は次に掲げる場合の貨物の延着、滅失、破損その他一切の損害に対して責任を負いません。 (1)第 26 条に掲げる事由による場合。 (2)貨物の変質、消耗若しくは瑕疵、又は動物の死亡若しくは傷病による場合。 | 会社は次に掲げる場合の貨物の延着、滅失、破損その他一切の損害に対して責任を負いません。 (1)第 26 条に掲げる事由による場合。 (2)貨物の変質、消耗若しくは瑕疵、又は動物の死亡若しくは傷病による場合。 |

ANA 国内貨物運送約款 2021 年 3 月 1 日有効 新旧対比表

| | | | | |
|----|---|---|--|--|
| | | | <p>(3)荷造の不完全、包装の破損、荷札の不備、表示事項及び貨物運送状の記載事項の不完全、その他荷送人の過失若しくは怠慢による場合。</p> <p>(4)他物との接触その他機内において発生しやすい事故による場合。</p> <p>(5)降雨、降雪、強風その他の悪天候の際で会社の不注意によらない場合。</p> <p>(6)第 8 条に定められた荷送人の申告が虚偽であった場合。</p> | <p>(3)荷造の不完全、包装の破損、荷札の不備、表示事項及び貨物運送データの登録事項の不完全、その他荷送人の過失若しくは怠慢による場合。</p> <p>(4)他物との接触その他機内において発生しやすい事故による場合。</p> <p>(5)降雨、降雪、強風その他の悪天候の際で会社の不注意によらない場合。</p> <p>(6)第 8 条に定められた荷送人の申告が虚偽であった場合。</p> |
| 附則 | — | — | この運送約款は 2020 年 7 月 1 日から適用します。 | この運送約款は 2021 年 3 月 1 日 から適用します。 |